

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 岡山市久米南町国民健康保険病院組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	111.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	159.0%
全職員	102.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	100.1%

(2) 勤続年数

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	192.7%
26～30年	—
21～25年	181.9%
16～20年	584.6%
11～15年	282.9%
6～10年	242.3%
1～5年	166.4%

【説明欄】

※1.全職員に係る情報では給与水準の高い職種（医師）を除いた。

※本庁部局長・次長相当職、本庁課長相当職について、一方の性別の該当者がいないため記載なし。

※本庁課長補佐相当職について、該当者がいないため記載なし。

※36年以上区分について、該当者がいないため記載なし。

※26～30年区分について、一方の性別の該当者がいないため記載なし。

※全体職員の比率が男性：20%、女性：80%と女性に偏りがあり、全体的に高い割合となっている。

その中でも16～20年の区分については、男性：16.7%、女性83.3%と偏りが大きい。

※1～5年区分について、給与水準の高い職種(医師)を除いた。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。